

## ■ 認証申請評価の原則的考え方 ■

認証申請書を評価するに当たっての原則的な考え方は、次のとおりである。

1. 認証申請を評価する基本原則は、批判や採点ではなく、申請された制度をより良くするために適切な助言をすることであり、薬剤師のためになる研修機会をひとつでも増やすことにある。
2. 「認証申請の指針」の項目につき、「チェックリストの視点」に立って申請書の内容を評価するが、評価に当たって最も重点をおくのは、「生涯研修認定制度(特定領域認定を含む)」では研修プログラムの質が水準以上か否か、「専門薬剤師認定制度」では専門能力を保証し認定する基準(条件)が妥当か否かである。
3. 評価項目ごとには不適合の項目が幾つかあったとしても、他に優れた点があるなど、総合的に見て適合と判断されるときは、総合評価を適合とする。
4. 認証の必須条件は、実施母体が非営利組織であり、全ての薬剤師に対して研修の門戸を開いていることである。また継続して責任ある対応がとれること、任意団体であっても法人組織に準じた運営がなされていることが望ましい。
5. 申請する事業の責任者・担当者等の適性は、学歴や肩書きのみから判断するのではなく、事業に対する当人の抱負、経験、実績等を勘案するよう努める。

なお、下記の点にも留意のこと。

1. 一つの研修プロバイダーに全領域の研修を求める必要はない。大学は基礎的領域、職能団体は得意な領域(薬局向けあるいは病院向け)に偏っていても、質の高いプログラムであれば受講者側が複数のプロバイダーを選択できることになる。
2. 一つの研修プロバイダーが主催する研修会は、年間 15～20 時間程度以上が望ましいが、特に多くの研修時間を求める必要はない。研修プログラムの内容に責任を持つことが大切であり、単位取得は他のプロバイダーを受講することでも可能である。
3. 大学院講義の聴講等を単位の対象とする場合には、別途目的の単位(大学院としての単位)を重複して給付することのないよう留意する。同一研修に他のプロバイダーの単位を重複して給付することも認めない。
4. 認定条件や受験資格条件として、特定の団体の加入歴などを含む場合には、それが当人の能力や適性を保証する上で、単位数や試験結果を補足する意味のあるものかどうかの評価の基準となる。

以上